

広島県告示第八百五十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定によって、平成十八年広島県告示第三百五十一号（土砂災害警戒区域等の指定）で土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定した区域のうち、次に掲げる区域の指定を解除する。

平成二十年十月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称等

正明寺（五二二九隣―一）地区（急傾斜地の崩壊）

二 所在地

広島県福山市赤坂町大字赤坂字正明寺地内